

寄 附 金 等 取 扱 規 程

平成 26 年 1 月 14 日 施 行

令和 2 年 6 月 25 日 一部変更

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 59 条の規定に基づき、公益財団法人愛媛県学校給食会（以下「この法人」という。）が受け入れる寄附金等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定寄附金 用途を特定して一定期間、広く一般に募集して受け入れる寄附金等で、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 78 条第 2 項第 2 号の規定又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 37 条第 3 項第 2 号の規定により財務大臣の指定を受けたもの
- (2) 一般寄附金 広く一般に常時募集して受け入れる寄附金等
- (3) 特別寄附金 前 2 号のほか、個人又は法人その他の団体から受け入れる寄附金等
- (4) 寄附金等 寄附その他これに類する行為によって受け入れる金銭、債券、不動産等の財産（当該財産を処分することによって取得した財産を含む。）

(特定寄附金の募集)

第 3 条 特定寄附金を募集しようとするときは、次に掲げる事項に関する書面（以下「寄附金募集要綱」という。）を理事会に提出し、その承認を受けて、財務大臣の指定を受けなければならない。

- (1) 寄附金の用途
 - (2) 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象
 - (3) 寄附金の募集期間
 - (4) 募集した寄附金の管理の方法
 - (5) 寄附金の募集に要する経費
 - (6) その他必要な事項
- 2 特定寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第 4 条に定める公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金の用途を定めるものとする。この場合において、適正な募集経費は、募集総額の 100 分の 30 に相当する額以下でなければならない。
- 3 特定寄附金を募集するときは、募集の対象者に対して寄附金募集要綱を事前に交付しなければならない。ただし、この法人のホームページ上で寄附金募集要綱を公開し、これに賛同して寄附した者に対しては、事後に交付することができる。
- 4 この法人は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに、第 1 項各号に掲げる事項に係る募集結

果を記載した寄附金募集報告書を作成して、寄附者に交付するものとする。ただし、これらの募集結果をこの法人のホームページ上で公開した場合は、この限りでない。

- 5 この法人は、特定寄附金の使途である事業が完了したときは、当該寄附金の収支決算書及び当該支出による効果等を記載した募金関連事業報告書を作成して、寄附者に交付するものとする。ただし、これらの事項をこの法人のホームページ上で公開した場合は、この限りでない。

(一般寄附金の募集)

第4条 この法人は、常時一般寄附金を募集することができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の100分の50に相当する額以上を定款第4条に定める公益目的事業に使用することとして募集するものとする。

(特別寄附金)

第5条 この法人は、個人又は法人その他の団体から特別寄附金を受け入れることができる。

- 2 特別寄附金の寄附者は、その使途及び管理運用方法を定めることができるものとする。

(寄附金等の受入手続)

第6条 寄附金等を受け入れるときは、特定寄附金の募集に係る寄附申込書(様式第1号)及び一般寄附金の募集に係る寄附申込書(様式第2号)により寄附者の意思を、特別寄附金に係る寄附申込書(様式第3号)により寄附者の意思、寄附者の定める使途及び管理運用方法を確認しなければならない。ただし、寄附者の意思等がこれらの申込書によることなく確認できる場合は、この限りでない。

- 2 寄附金等が次に掲げる場合に該当するときは、その受入れについて理事会の承認を得なければならない。

- (1) 寄附金等の管理運用、処分等の方法について特別な条件が付されている場合
- (2) 寄附の受入れに対して特別な負担が付されている場合
- (3) 寄附金等の管理のために特別な経費負担又はリスクが生ずる場合

- 3 寄附金等が次に掲げる場合に該当するときは、理事会の承認を得て、当該寄附金等を辞退しなければならない。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号イからトまでに掲げる法人、公益法人、国若しくは地方公共団体以外の団体又は個人が、当該寄附により特別の利益を受けると認められる場合
- (2) 当該寄附が、寄附者の税負担を不当に減少させる結果になると認められる場合
- (3) 当該寄附金等の受入れに起因して、この法人に著しい経費負担が生ずると認められる場合
- (4) 当該寄附金等の受入れに起因して、事業の大幅な変更、管理上のリスク等により、この

法人の業務の遂行に支障が生ずると認められる場合

(5) この法人が当該寄附を受け入れることが社会通念上不相当と認められる場合

(寄附金受領証明書等の送付)

第7条 特定寄附金を受け入れたときは、遅滞なく礼状、指定寄附金受領証明書（様式第4号）及び寄附金募集要綱を寄附者に送付するものとする。

2 一般寄附金を受け入れたときは、遅滞なく礼状及び寄附金受領証明書（様式第5号）を寄附者に送付するものとする。

3 特別寄附金を受け入れたときは、遅滞なく礼状及び寄附金受領証明書（様式第5号）を寄附者に送付するものとする。ただし、当該寄附者が定める寄附金等の用途がこの法人の公益目的事業に関連するものではないと認められる場合は、寄附金受領証明書に代えて寄附金受領書（様式第6号）を送付するものとする。

(情報公開等)

第8条 この法人が受け入れた寄附金等については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

2 この法人が受け入れた寄附金等については、特定寄附金受入台帳（様式第7号）、一般寄附金受入台帳（様式第8号）及び特別寄附金受入台帳（様式第9号）に登載するものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者の個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成26年1月14日から施行する。

附 則（令和2年5月26日）

変更後の規程は、令和2年6月25日から施行する。

様式第1号 (第6条関係)

特定寄附金の募集に係る寄附申込書

公益財団法人愛媛県学校給食会

理事長

様

金額 金 _____ 円

寄附金募集要綱No. _____ に基づき、上記の金額の寄附を申し込みます。

_____ 年 月 日

ふりがな

御 芳 名 (団体様の場合は、代表者の職名・御芳名を御記入ください。)

_____ 御 団 体 名 (個人様の場合は、御記入は不要です。)

_____ 御 住 所

〒 _____

お振込予定日 _____ 年 月 日

お 振 込 先 該当欄に○印をお付けください。

○印欄	金融機関名	口座番号	口座名義
	愛媛銀行大街道支店	普通預金No.3162337	公益財団法人愛媛県学校給食会
	伊予銀行松山駅前支店	普通預金No.1462435	理事長

(注記) 上記の寄附金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条に定める公益目的事業の全部又は一部に使用します。この場合において、適正な募集経費は、募集総額の100分の30に相当する額以下とします(寄附金等取扱規程第3条第2項)。

(この申込書は御郵送又はFax くださいますよう、お願い申し上げます。Fax 089-924-6304)

様式第2号（第6条関係）

一般寄附金の募集に係る寄附申込書

公益財団法人愛媛県学校給食会
理事長 様

金額 金 _____ 円

上記の金額の寄附を申し込みます。

_____ 年 月 日

ふりがな

御芳名（団体様の場合は、代表者の職名・御芳名を御記入ください。）

御団体名（個人様の場合は、御記入は不要です。）

御住所

〒

お振込予定日 _____ 年 月 日

お振込先 該当欄に○印をお付けください。

○印欄	金融機関名	口座番号	口座名義
	愛媛銀行大街道支店	普通預金No.3162337	公益財団法人愛媛県学校給食会 理事長
	伊予銀行松山駅前支店	普通預金No.1462435	

（注記）上記の寄附金総額の100分の50に相当する額以上を定款第4条に定める公益目的事業に使用します（寄附金等取扱規程第4条第2項）。

（この申込書は御郵送又はFax くださいますよう、お願い申し上げます。Fax 089-924-6304）

様式第3号（第6条関係）

特別寄附金に係る寄附申込書

公益財団法人愛媛県学校給食会

理事長 様

金額 金 _____ 円

上記の金額の寄附を申し込みます。

（寄附金の使途及び管理運用方法について御希望がある場合は、以下にその旨御記入ください。）

寄附金の使途及び管理運用方法：

[]

_____ 年 月 日

ふりがな

御芳名（団体様の場合は、代表者の職名・御芳名を御記入ください。）

_____ 御団体名（個人様の場合は、御記入は不要です。）

_____ 御住所

〒 _____

お振込予定日 _____ 年 月 日

お振込先 該当欄に○印をお付けください。

○印欄	金融機関名	口座番号	口座名義
	愛媛銀行大街道支店	普通預金No.3162337	公益財団法人愛媛県学校給食会 理事長
	伊予銀行松山駅前支店	普通預金No.1462435	

（この申込書は御郵送又はFax くださいますよう、お願い申し上げます。Fax 089-924-6304）

様式第4号（第7条関係）

指定寄附金受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____ 様

¥ _____

所得税法第78条第2項第2号
上記の金額を、 _____ の規定により財務大臣が指定した寄附金
法人税法第37条第3項第2号

として受領いたしました。

年 月 日

所 在 地 愛媛県松山市辻町12番29号
代表者名 公益財団法人愛媛県学校給食会

理事長

印

様式第5号（第7条関係）

寄附金受領証明書

住 所 _____

氏 名 _____ 様

¥ _____

上記の金額を、当法人の公益目的事業に関連する寄附金として受領いたしました。

年 月 日

所 在 地 愛媛県松山市辻町12番29号

代表者名 公益財団法人愛媛県学校給食会
理事長

印

※ この寄附金を寄附金税額控除の控除対象寄附金として条例で指定している地方公共団体に翌年の1月1日現在お住まいの方は、お住まいの市区町村へ（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。

（注1）所得税の寄附金控除及び住民税の寄附金税額控除の双方の適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告書の提出が必要です。確定申告書に本証明書を添付し、所轄の税務署へ確定申告書を提出してください。

（注2）所得税の確定申告を提出しない給与所得者又は年金所得者で、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする場合は、「市町村民税・道府県民税 寄附金税額控除申告書」に必要事項を記載し、本証明書を添付し、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村へ申告してください。

様式第6号（第7条関係）

寄 附 金 受 領 書

住 所 _____

氏 名 _____ 様

¥ _____

上記の金額を受領いたしました。

年 月 日

所 在 地 愛媛県松山市辻町12番29号
代 表 者 名 公益財団法人愛媛県学校給食会

理事長

印

